

# 保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前 重要事項説明書

## 小規模保育事業設置者の表示

事業者の名称	社会福祉法人 大地会
代表者氏名	理事長 佐藤 秀一
法人の所在地	埼玉県さいたま市緑区美園6-7-18
法人の電話番号	048-753-9883
事業内容	認可保育所及び小規模認可保育所の運営

## (1) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	社会福祉法人大地会の設置する 保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前 <small>は小規模保育事業A型として行う保育・教育の適切な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満3歳未満の子どもに対し、適切な保育・教育を提供することを目的とする。</small>
運営方針	子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため利用子どもの意思及び人格・個性を尊重して保育・教育を提供するように努めます。また、利用する子どもの属する家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともにその支援を行い、県・市・小学校等・子育て施設を行う者・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

## (2) 提供する保育の内容

1 小規模保育事業所「保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前」の概要	
名称	保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前
所在地	上尾市宮本町3-2 A-GEOタウン 205号室
認可年月日	令和6年4月1日
電話番号	048-788-5965
FAX番号	048-788-5966
メールアドレス	<a href="mailto:zousandaichi@gmail.com">zousandaichi@gmail.com</a>
施設長氏名	本多 理紗
入所定員(年齢別)	「(6)乳児及び幼児の区分ごとの利用定員」のとおり
職員数	「(3)職員の職種、員数及び職務の内容」のとおり
取扱う保育事業	障害児保育、延長保育、幼児教育等
自己評価の概要	職員による自己評価を年1回実施し、併せて利用者アンケートを年1回行いサービスの向上に努めます。
第三者評価の概要	5年に1回実施を予定しています。

職員研修実施状況	上尾市主催の保育に関する研修に参加後、園内周知研修を実施 年1回の自己評価の結果をもとに個人研修を行い職員知識向上に努めます。	
嘱託医	かるがも上尾クリニック(小児科) 上尾東口歯科クリニック(歯科)	
<b>2 保育事業所の概要</b>		
建 物	鉄筋コンクリート造 28階建ての2階	延べ床面積 128.97 m <sup>2</sup>
施設の内容	乳児室・ほふく室 1 室 面積 22.78 m <sup>2</sup>	調理室 7.31 m <sup>2</sup>
	保育室・遊戯室 1 室 面積 64.31 m <sup>2</sup>	トイレ・洗面所 2.19 m <sup>2</sup>
	幼児用トイレ 1 個 面積 8.47 m <sup>2</sup>	その他 3室 23.91 m <sup>2</sup>
設備の種類	冷暖房、児童用トイレ	
安全対策	事故発生防止委員会を年3回開催及び職員定期研修(6月・12月)の実施	
	乳幼児賠償責任保険加入 保険会社名 あいおいニッセイ同和損保	
	災害共済給付制度 日本スポーツ振興センター	
その他	屋外遊戯場の代替場所 宮本児童公園 施設から100m 谷津公園 施設から500m	
<b>3 年間保育計画</b>		
組・グループ	保 育 計 画	
0歳児	安全な環境の中で生命の保持と情緒の安定を図る。保育士の受容により信頼関係を築く。一人ひとりの生理的な欲求を満たしながら健康的な生活リズムを確立し、快適に過ごせるようにする。個人差に留意しながら離乳や歩行の完成・発語の意欲を育てる。	
1歳児	安定した保育士との関わりの中で自分の気持ちや要求が表せるようになる。生活面では、子どもが自分でしようとする気持ちを持ち少しずつ出来るようになる。安全で活動しやすい環境の中で全身を使った遊びや探索活動を十分に行い、活動の幅を広げ歩行を確立する。言葉の理解や発語への意欲を育て言葉が発することを楽しむ。	
2歳児	身の周りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。全身や指先を使ったあそびを十分楽しみ、丈夫な身体づくりをする。保育士の仲立ちによって、ともだちとの関わりを広げていく。	
その他 (年間行事等)	5月 子どもの日 7月 七夕会・すいか割り 9月 敬老の日 10月 十五夜・ハロウィン・消防署見学 11月 親子遠足・家族の日 12月 クリスマス会 1月 書初め・たこあげ 2月 節分 3月 ひなまつり・成長を祝う会 ※ 他 毎月の身体測定・お誕生日会・避難訓練があります。	
<b>4 主な1日の保育スケジュール</b>		
時 間		
0歳児	7時～9時30分 順次登園 9時30分～10時 月齢によりおやつ・授乳ののち朝の会 月齢により戸外活動・午前睡 11時 月齢により昼食・授乳 12時30分 午睡 14時30分～15時 月齢によりおやつ・授乳 16時30分～19時 室内遊び 必要に応じて授乳	
1歳児	1歳・2歳同様	
2歳児	7時～9時30分 順次登園 9時30分午前おやつ 朝の会 10時～ 主活動 11時30分～ 昼食 12時30～15時 午睡 15時30分 おやつ 16時30分～19時 順次降園	
主なお散歩コース	屋外遊戯場の代替場所 宮本児童公園 施設から100m 谷津公園 施設から500m	

## 5 食事の提供について

昼食・おやつ・捕食	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎日、自園調理し児童に提供します。</li> <li>保護者の方へは、前月25日ごろに翌月の献立表をコドモンにて配信します。</li> </ul>
アレルギー等への対応	給食等に使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前に「アレルギー疾患生活管理指導表」を御記入のうえ御提出してください。御相談の上、除去・代替食にするなどの対応を検討します。（例）卵・牛乳・そば、魚介類（えび・かに）など
衛生管理等	調理員及び調乳・食事介助を行なう保育従事職員は、毎月検便を行っています。

### (3) 職員の職種、員数及び職務の内容

職 種		常勤職員	非常勤職員	備考(例)
保育に 従事する 職員	施設長 (保育士)	1人		保育運営責任者です。
	保育士	4人	5人	保育士有資格者です。 ※同等配置と認められる看護師を1名含みます。
	保育従事者	0人	0人	厚生労働省ガイドラインに定める研修修了者を配置しています。
	保育補助者	0人	0人	充足職員の他に追加配置している保育従事者です。
	調理員	0人	4人	責任者は当園の献立作成をしています。
	事務員	0人	1人	施設設置者が事務長として従事しています。

### (4) 保育の提供を行う日及び時間、並びに提供を行わない日

開 所 日	月曜日から土曜日まで
開 所 時 間	月～金 7時～19時まで 土 7時～18時
保 育 標 準 時 間	月～土 7時～18時30分まで
保 育 短 時 間	月～土 8時30分～16時30分まで
うち時間外保育時間	標準時間 18時～19時 短時間 7時～8時30分・16時30分～19時
休 所 日	日曜日・祝祭日・年末年始

土曜保育は保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前と上尾駅前クマさん保育所で以下の協定内容に沿って共同保育を行います。

## 土曜日共同保育に関する協定書

【保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前】(以下「甲」という。)&【上尾駅前クマさん保育所】(以下「乙」という。))は、土曜日共同保育の実施について、次のとおり協定を締結するものとする。

### (目的)

第1条 本協定は、保育所等において土曜日の利用者が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育(以下「土曜日共同保育」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象の保育所等)

第2条 土曜日共同保育を実施する保育所等は、次のとおりとする。

#### (1)実施施設

名 称 保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前  
所在地 上尾市宮本町3-2 A-GEOタウン205  
施設類型 小規模保育事業A型

#### (2)依頼施設

名 称 上尾駅前クマさん保育所  
所在地 上尾市宮本町3-2 A-GEOタウン1階  
施設類型 小規模保育事業A型

### (保育を行う時間等)

第3条 土曜日共同保育を行う時間は、7時00分から18時00分(以下「開所時間」という。)までの範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 開所時間の範囲内において、利用子どもの保育必要量(保育標準時間・保育短時間)を超えて保育を提供する場合には、延長保育に要する費用として延長保育料を徴収する。

3 前項の延長保育料を徴収する場合には、利用子どもが在籍する保育所等において、あらかじめ利用子どもの保護者に書面で説明し、同意を得る。

### (実施にあたっての留意事項)

第4条 土曜日の共同保育を実施する場合には、「上尾市土曜日共同保育実施要綱」を遵守する。

2 共同保育の実施に当たっては、甲及び乙の役割を明確にし、実施施設の本来の業務に支障が生じない範囲で行うものとする。

### (緊急時等における対応方法)

第5条 土曜日共同保育における事故発生や利用子どもの体調の急変を想定し、あらかじめ連絡体制を整備する。

2 土曜日共同保育の実施における利用児童の事故等については、原則として、児童が在籍する施設において責任を負うものとする。

### (経費の負担)

第6条 乙は、甲に対して土曜日共同保育の実施に関する経費として一人一日300円を負担する。

### (守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に定める土曜日共同保育の実施において相手方より知り得た個人情報等について、相手方の承諾なく第三者に対して開示又は漏洩してはならない。また、本協定の有効期間後においても、同様とする。

### (協定期間)

第8条 本協定の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。なお、本協定を変更又は解除する場合には、3ヶ月前までに相手方に申し出なければならない。

2 前項の期間の満了前までに、何らの意思表示のないときは、期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

### (その他)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙とで協議して定めるものとする。

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

1 保育費用のうち利用者負担額(月額保育料)は、上尾市保育料徴収基準によります。

上尾市利用者負担額徴収基準額表

各月初日の利用児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(単位:円/月)	
階層区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	均等割額のみ在世帯	6,700	6,500
C2	所得割額が27,000円未満の世帯	7,400	7,200
C3	27,000円以上 48,600円未満	8,200	8,000
C4	48,600円以上 54,000円未満	10,000	9,800
C5	54,000円以上 66,000円未満	12,000	11,700
C6	66,000円以上 78,000円未満	14,100	13,800
C7	78,000円以上 90,000円未満	17,300	17,000
C8	90,000円以上 102,800円未満	21,700	21,300
C9	102,800円以上 116,000円未満	26,900	26,400
C10	116,000円以上 133,700円未満	32,100	31,500
C11	133,700円以上 151,400円未満	36,300	35,600
C12	151,400円以上 169,000円未満	40,600	39,900
C13	169,000円以上 185,000円未満	45,000	44,200
C14	185,000円以上 200,800円未満	46,600	45,800
C15	200,800円以上 216,700円未満	48,100	47,200
C16	216,700円以上 234,000円未満	49,500	48,600
C17	234,000円以上 251,800円未満	50,900	50,000
C18	251,800円以上 269,700円未満	52,200	51,300
C19	269,700円以上 287,600円未満	53,500	52,500
C20	287,600円以上 301,000円未満	54,800	53,800
C21	301,000円以上 366,000円未満	56,100	55,100
C22	366,000円以上 397,000円未満	57,400	56,400
C23	397,000円以上	58,700	57,700

A階層を除き前年度分の市町村民税額が次の区分の世帯

なお、毎月の保育料のほか、給食費、施設によっては制服代などの実費負担等が発生する場合があります。また、保育を利用できる時間帯の前後に延長保育を利用する場合は、別途延長保育料がかかります。

保育標準時間認定の場合は、保育所が設定する保育標準時間認定の子どもの利用時間(公立:7時半~18時半、私立:7時~18時)以外の時間の利用が延長保育の対象です。保育短時間認定の場合は、保育所が設定する保育短時間認定の子どもの利用時間(8時30分~16時30分)以外の時間の利用が延長保育の対象となります。(延長保育料については、てびきP13をご覧ください。)

2 保育費用のうち、地域型保育給付額を市町村より利用者に代わり当施設が受領(法定代理受領)することになりますが、受領した月日、受領額を翌月10日までに利用者に通知します。

- 3 上記のほか、保護者に負担していただくものは  
 布団リース代 月額484円  
 カラー帽子代 1個 1,200円  
 コドモン引き落とし手数料 96円  
 保険代(日本スポーツ振興センター)年額240円
- 4 自主事業(付帯サービス)の利用料金(例)
- ・ 時間外保育=月極保育以外に時間単位での保育を行っています。  
 料金は30分当たり300円または1ヶ月30分3,000円:60分6,000円(標準時間認定のみ対象)です。
- 5 上記2~4の金額は、すべて消費税を含む金額です。
- 6 支払はコドモンでの引き落としとなります。

### (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

歳児	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	3人	8人	8人	19人

### (7) 小規模保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

#### 1 利用開始及び終了に関する事項

利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、当保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前での利用は終了となります。 また、地域型保育給付が支給対象外となつてから当施設を利用した場合、保育料とともに地域型保育給付同額を請求させていただくこととなりますので必ず、終了予定をご連絡下さるようお願いいたします。

#### 2 利用に当たっての留意事項

欠席する場合 又は 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合、又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻または8:30のどちらか早い方までにご連絡をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、お迎え予定時刻までにご連絡をお願いします。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	インフルエンザ・麻疹(はしか)・風疹・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園できません。
投薬について	まずは保育園に通っていることを医師に伝え、朝・晩や朝・夕・就寝前などご家庭で服用できるようにご相談下さい。その上で医師の指示により園での(お昼の)投薬が必要な場合は保護者の方が記入する「投薬依頼書」と薬剤師から説明の際に渡される「投薬内容情報提供用紙」の写しを添付のうえ、お薬と一緒に職員にお渡し下さい。塗り薬をお預けになる場合は与薬依頼書に塗布する部位を明記して下さい。
入園時に用意するもの	別頁のとおり
毎日持参するもの	別頁のとおり

## (8) 緊急時における対応方法

- 1 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- 2 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

嘱託医	医療機関 かるがも上尾クリニック
	所在地 上尾市愛宕3-8-1イオンモール上尾2F 2023 電話 048-782-8307
消防署(救急)	管轄消防署名 上尾市消防本部 東消防署
	所在地 上尾市大字上尾村537 電話048-873-0119
警察署	管轄警察署名 上尾警察署
	所在地 上尾市本町5丁目1番1号 電話 048-773-0110

## (9) 非常災害対策

消防計画作成 (変更) 届出書	上尾市消防本部 東消防署		
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練(月1回)を実施します。		
防災設備	煙感知器・誘導灯		
避難場所	第1避難場所	宮本児童公園	第2避難場所 上尾中央小学校

## (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前の取組

- 1 保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
  - ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
  - ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。
  - ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 2 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
- 3 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年研修に職員派遣受講させています。

## (11) 前項目に掲げるもののほか、小規模保育事業の運営に関する重要事項

### 1 保護者会について

保護者の方に保育に入っていて、保育園でのお子さまの様子や生活ぶりを知っていただく保育参加を行っています。公園遊びやプール活動にも加わっていただきます。5月～12月の間の月～金曜日(行事の日は除く)でご希望の日を職員までお申し出下さい。\*この日は保育参加終了後、お子さまも一緒にお帰りとなります。

## 2 健康診断等について

健康診断	0歳児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
	1歳・2歳児	毎年、年2回、嘱託医が検診をします。検診の結果については、児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。
	全職員	当施設の職員は、毎年11月、または採用時に健康診断を受診し、保育事業に支障がないことを確認しております。
身体測定	全乳幼児	毎月月初に身長・体重測定を行います。結果については、各児童票(日々の成長記録)及び連絡帳に記載します。

※ その他、乳幼児の日頃の様子などでご心配なことがありましたら保育園に御相談ください。

## 3 賠償責任保険の加入 (あいおいニッセイ同和損保)

1事故	300,000,000	円
1名につき	30,000,000	円

## 4 福祉サービス苦情解決制度

苦情解決責任者 本多 理紗 (施設長)	電話	048-810-6688 (保育園大きなぞうさん浦和中尾)
苦情受付担当者 藤井 夏乃香 (主任)	電話	048-788-5965 (保育ルームぞうさんのいえ上尾駅前)
第三者委員 山下 久司 (社会福祉法人自然会理事長)	電話	048-829-7793 (保育園ナチュラル)
第三者委員 高水 喜一 (社会福祉法人みらい高翔会理事長)	電話	090-2520-7193